

工事施工にあたっての留意事項

2022年 8 月 2 日

第 1 条 （作業時間）

工事施工にあたり、大きな音の出る工事施工作業は、午前11時から午後 8 時は控えるものとする。

第 2 条 （工事用車両の運行）

商店街内の歩行者・来街者の安全を期するため、次の各号を遵守するものとする。

- ① 資機材の搬入時は、他の搬出入車両への交通妨害を発生させない。なお、作業時間内に頻繁に工事用車両が出入りする際は、誘導員を置き、交通妨害及び安全対策の措置を講じる。
- ② 工事車両の通行等により道路を汚染しないよう十分に配慮するとともに、万一汚染した場合は、その都度速やかに処置する。

第 3 条 （騒音他による危害防止対策）

工事に伴い隣接建物、近隣家屋などに迷惑がかからないよう、工事期間中、現場外周は鋼製足場を組み、防音シートもしくは防音パネルなど美観に配慮した囲いで覆うなどして、騒音発生の抑制、臭気の拡散、塵埃の飛散、落下物の飛来等の危害防止の措置を講じる。

なお、仮囲いの設置にあつては、中部建設事務所にて道路占用許可を取得の上、仮囲いの人目に付きやすい位置に許可証を掲出する。

第 4 条 （風雨害対策）

工事施工に伴い、商店街アーケード内に雨風が吹き込まないように、工事期間中並びに工事完了後について適切な対策を講じる。

第 5 条 （迷惑行為の禁止）

工事関係者は、周囲の店舗及び近隣家屋、並びに歩行者・来街者に対して、営業中の他店舗前駐車・物置、大声での会話、喫煙、飲酒、ポイ捨てなど、いかなる迷惑行為をしてはならない。

第 6 条 （使用街区の商店街振興組合との調整）

施工業者もしくは施主は、工事着工前に必ず工事施工場所の商店街振興組合に工事内容を説明の上、工事施工にあたっての諸事項について調整する。

以上